

ID: 3038

担当部署: 消防本部 消防室 予防課

処分の概要	火薬類の貯蔵命令		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第11条第3項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【根拠条文】 (貯蔵) 第11条 3 都道府県知事は、火薬類の貯蔵が、前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵者に対し、技術上の基準に従って火薬類を貯蔵すべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年6月28日	最終変更年月日	令和5年6月30日